

四半期報告書

(第13期第3四半期)

自 平成20年10月1日
至 平成20年12月31日

日本通信株式会社

(E04473)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況	6
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	16
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	16
(5) 大株主の状況	16
(6) 議決権の状況	16

2 株価の推移	17
---------	----

3 役員の状況	17
---------	----

第5 経理の状況	18
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	19
(2) 四半期連結損益計算書	21
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	23

2 その他	29
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	30
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第13期第3四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	日本通信株式会社
【英訳名】	Japan Communications Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三田 聖二
【本店の所在の場所】	東京都品川区南大井六丁目25番3号
【電話番号】	03-5767-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 福田 尚久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区南大井六丁目25番3号
【電話番号】	03-5767-9100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役CFO 福田 尚久
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第3四半期連結 累計期間	第13期 第3四半期連結 会計期間	第12期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 12月31日	自平成20年 10月1日 至平成20年 12月31日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
売上高（千円）	2,896,046	690,454	3,419,097
経常損失（△）（千円）	△1,136,289	△389,854	△1,063,353
四半期（当期）純損失（△） （千円）	△1,144,116	△391,354	△1,946,779
純資産額（千円）	—	413,258	629,742
総資産額（千円）	—	2,599,714	2,424,249
1株当たり純資産額（円）	—	1,466.38	2,607.45
1株当たり四半期（当期）純損失 金額（△）（円）	△4,953.32	△1,658.10	△8,670.05
潜在株式調整後1株当たり四半期 （当期）純利益金額（円）	—	—	—
自己資本比率（％）	—	13.3	24.2
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	△501,913	—	△405,694
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△235,243	—	△554,898
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	981,323	—	△152,064
現金及び現金同等物の四半期末 （期末）残高（千円）	—	684,358	426,878
従業員数（人）	—	119	118

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失であるため記載していません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社および連結子会社（以下、「当社グループ」という）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	119（6）
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、人材会社からの派遣社員、アルバイト、業務委託社員（一部を除く））は、当第3四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しています。

(2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	92（4）
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、人材会社からの派遣社員、アルバイト、業務委託社員（一部を除く））は、当第3四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しています。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)生産実績

当社グループのサービス提供の実績は、販売実績とはば一致していますので、生産実績に関しては販売実績の項をご参照ください。

(2)仕入実績

当社グループの当第3四半期連結会計期間の仕入実績を、サービス区分ごとに示すと次のとおりです。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
区分	金額(千円)	構成比(%)
データ通信サービス	255,970	72.6
テレコム・サービス	96,507	27.4
合計	352,477	100.0

- (注) 1. 本表の金額には、消費税等は含まれていません。
2. 金額は、仕入価額で表示しています。

(3)受注実績

該当する事項はありません。

(4)販売実績

当社グループの当第3四半期連結会計期間の販売実績を、サービス区分ごとに示すと次のとおりです。

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
区分	金額(千円)	構成比(%)
データ通信サービス	566,997	82.1
テレコム・サービス	123,457	17.9
合計	690,454	100.0

- (注) 1. 本表の金額には、消費税等は含まれていません。
2. 当第3四半期連結会計期間における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりです。

相手先	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
ダイワボウ情報システム 株式会社	121,091	17.5

2【経営上の重要な契約等】

① データ通信サービスに関する契約

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約等は次のとおりです。

会社名	相手方の名称	国名	契約名称	契約内容	契約期間
日本通信㈱	兼松コミュニケーションズ株式会社	日本	モバイル関連サービス販売委託契約書	モバイル関連サービスに関する販売契約	平成20年10月1日から平成21年9月30日まで (1年単位の自動更新)
日本通信㈱	エヌ・ティ・ティ・ピー・シー コミュニケーションズ株式会社	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成20年10月30日から平成20年12月31日まで (3ヶ月単位の自動更新)
日本通信㈱	スターネット株式会社	日本	MVNE業務委託基本契約書	MVNE業務の受託契約	平成20年11月1日から平成21年10月31日まで (1年単位の自動更新)

② テレコム・サービスに関する契約

当第3四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結会計期間（以下、「当四半期」という）では、米国のサブプライムローンに端を発した金融危機が世界的に連鎖する中、想定をはるかに超えた円高・株安、雇用環境の悪化や個人消費の低迷が生じる結果となり、当社を取り巻く経営環境も極めて厳しいものとなりました。

このような環境において、当四半期の売上高は、前年同期比14.9%減の690百万円にとどまりました。これは、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモのFOMAネットワークを利用した3G（第3世代携帯電話）サービスを2008年8月に開始したものの、当社の3Gサービス開始前に他社に乗り換えた顧客の解約による影響が当四半期に顕在化したこと等により、既存サービスが大幅に縮小したことによります。当社では、既に顧客基盤を有する企業等が当該顧客に向けたモバイルデータ通信サービスに参入するにあたり、これらのパートナー企業を支援するイネイプラー事業に注力していますが、パートナー企業による事業が本格的に稼動するには時間がかかるため、現在は、来期以降の売上貢献に向けた仕込みの時期と位置づけています。

当四半期の営業利益は、3Gサービスの開始に伴い売上原価ならびに販売費及び一般管理費が増加したため252百万円の損失となりました。当四半期の経常利益は389百万円の損失、当期利益は391百万円の損失となりました。

なお、当社では、第2四半期からデータ通信サービスの売上計上基準を変更し、通信端末と通信料を区別することなく出荷基準によって売上計上するとともに、通信端末の売上原価を控除して算出される売上総利益を利用期間にわたって計上するため、通信サービス繰延利益を設定して翌期以降に繰り延べる方法をとっています。詳細は、「第5 経理の状況、1. 四半期連結財務諸表」の四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更をご参照ください。

当社グループは、移動体通信事業という単一セグメントの事業を営んでおり、当該事業以外に事業の種類がなく、事業の種類別セグメントとの関連については記載をすることができません。また米国の連結子会社の財務諸表に売上が記載されていますが、概ね当社グループ内の取引であるため相殺されており、外部売上高は僅少のため、所在地別セグメントとの関連についての記載は省略します。

なお、詳細は「第5 経理の状況、1. 四半期連結財務諸表」の注記事項（セグメント情報）をご参照ください。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金および現金同等物は、前年同四半期連結会計期間末に比べ46百万円減少し684百万円となりました。

当四半期における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前四半期純損失389百万円、減価償却費90百万円、為替差損131百万円、たな卸資産の減少93百万円、仕入債務の減少215百万円、通信サービス繰延利益額の減少157百万円などにより406百万円の支出となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

ネットワーク機器の更新・増強、データ通信ソフトウェアの開発などにより47百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

銀行借入による長期借入金を66百万円約定返済したことにより、66百万円の支出となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当社は、当四半期中頃である2008年11月13日に、大きな戦略転換を行いました。当社自らが顧客へのサービスを提供するMVNO事業から、新たにMVNO事業を手掛ける企業に対する支援事業、即ちイネイブラー事業（Enabler事業）に注力し、当社自身はMVNE（Mobile Virtual Network Enabler）として事業拡大に邁進するという戦略転換です。2008年8月にドコモとの相互接続を実現して以来、新たにMVNO事業への参入を検討する企業からの提案が急増し、当社の営業部門および技術支援部門は、その対応に追われている状況となっています。これらの案件は、その多くが規模的に大きく、また中長期の取り組みが必要なものとなっています。当社は、これら一つ一つの案件を着実に推進し、実現していくことに注力しており、そのための人材および体制作りが課題となっています。

また、2008年8月から、レイヤー3による3Gサービスを提供してまいりましたが、今年度末までにはレイヤー2による接続が完了する見通しです。当社の収益構造は、短期間のうちに3Gサービスを主力とするものに着実に転換しつつありますが、これを早期に実現することで、安定的な収益基盤を構築することが急務の課題となっています。

さらに財務的には、純資産が減少している今日、資本の増強を図ることは恒常的な要請であり、財務上の対処すべき課題として取り組んでいます。

(4) 研究開発活動

当四半期におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、67百万円です。

なお、当四半期において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	870,000
計	870,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成20年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成21年2月13日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	236,056	236,056	株式会社大阪証券取引所 ヘラクレス市場	—
計	236,056	236,056	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株引受権及び新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれていません。

(2)【新株予約権等の状況】

① 新株予約権（ストックオプション）

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法238条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

株主総会の特別決議日（平成14年6月27日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	990（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	990
新株予約権の行使時の払込金額（円）	26,667（注2）
新株予約権の行使期間	平成14年8月15日から 平成24年8月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 26,667 資本組入額 13,334
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成14年6月12日取締役会決議及び平成14年6月27日第6回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成15年6月27日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	921（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	921
新株予約権の行使時の払込金額（円）	26,667（注2）
新株予約権の行使期間	平成16年3月15日から 平成26年3月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 26,667 資本組入額 13,334
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成15年6月6日取締役会決議及び平成15年6月27日第7回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成16年6月29日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	2,275（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,275
新株予約権の行使時の払込金額（円）	26,667（注2）
新株予約権の行使期間	平成16年8月15日から 平成26年8月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 26,667 資本組入額 13,334
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成16年6月8日取締役会決議及び平成16年6月29日第8回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成17年6月29日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	3,004（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,004
新株予約権の行使時の払込金額（円）	178,000（注3）
新株予約権の行使期間	平成17年8月18日から 平成27年8月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 178,000 資本組入額 89,000
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成17年5月25日取締役会決議及び平成17年6月29日第9回定時株主総会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

取締役会の決議日（平成18年5月25日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	1,811（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,811
新株予約権の行使時の払込金額（円）	54,300（注3）
新株予約権の行使期間	平成18年8月10日から 平成23年8月10日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 77,063 資本組入額 38,532
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成18年5月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

取締役会の決議日（平成19年5月17日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	2,348（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,348
新株予約権の行使時の払込金額（円）	23,210（注3）
新株予約権の行使期間	平成19年8月3日から 平成29年8月3日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 34,907 資本組入額 17,454
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

取締役会の決議日（平成20年5月16日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	3,500（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	82,700（注3）
新株予約権の行使期間	平成20年8月5日から 平成25年8月5日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 124,065 資本組入額 62,033
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成20年5月16日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は1株とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後、行使価額を下回る価額で新株の発行（平成13年改正（平成14年施行）前の旧商法第341条の8に定める新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使、同法第280条ノ19に定める新株引受権の行使及び新株予約権の行使による場合を除く）又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

（なお、自己株式の処分の場合については、上記算式中、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」にそれぞれ読み替えるものとする。）

3. 新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 平成13年改正（平成14年施行）前の旧商法第280条ノ19の規定に基づき発行している新株引受権

株主総会の特別決議日（平成12年6月29日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,247
新株予約権の行使時の払込金額（円）	566,667
新株予約権の行使期間	平成12年9月1日から 平成22年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 566,667 資本組入額 283,334
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他権利行使の条件は、平成12年7月25日取締役会決議及び平成12年6月29日第4回定時株主総会決議に基づき、当社と取締役及び従業員との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

株主総会の特別決議日（平成13年6月29日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,872
新株予約権の行使時の払込金額（円）	382,116
新株予約権の行使期間	平成13年8月6日から 平成23年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 382,116 資本組入額 191,058
新株予約権の行使の条件	相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他権利行使の条件は、平成13年6月13日取締役会決議及び平成13年6月29日第5回定時株主総会決議に基づき、当社と取締役及び従業員との間で締結する新株引受権付与契約に定めるところによります。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の譲渡及び質入は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 旧商法等改正整備法第19条第2項の規定により新株予約権付社債とみなされる新株引受権付社債

銘柄 (発行年月日)	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)		
	新株引受権の残高 (千円)	発行価格 (円)	資本組入額 (円)
平成21年8月31日満期 第1回無担保新株引受権付社債 (平成11年9月21日発行)	1,550	16,667	16,667
平成22年6月29日満期 第3回無担保新株引受権付社債 (平成12年7月31日発行)	139,400	566,667	283,334

④ 新株予約権付社債 (第三者割当)

取締役会の決議日 (平成19年12月6日)	
区分	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権付社債の残高 (千円)	400,000
新株予約権の数 (個)	3,200
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	3,200 (注1)
新株予約権の行使時の払込金額 (円)	125,000 (注2)
新株予約権の行使期間	自 平成19年12月21日 至 平成22年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 125,000 資本組入額 (注3)
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

取締役会の決議日（平成20年 5月12日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権付社債の残高（千円）	400,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,000（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	200,000（注2）
新株予約権の行使期間	自 平成20年 5月27日 至 平成23年 5月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 200,000 資本組入額 （注3）
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。また、本新株予約権付社債の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、当該本社債の払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

（注）1. 新株予約権の行使請求により当社が発行する株式数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を新株予約権の行使時の払込金額（転換価額）で除した数とする。

2. 本新株予約権付社債の発行後、株式分割等により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの発行処分価額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

3. 会社計算規則第40条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

⑤ 新株予約権（第三者割当）

取締役会の決議日（平成19年12月6日）	
区分	第3四半期会計期間末現在 （平成20年12月31日）
新株予約権の数（個）	750（注1）
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	30,000（注1）
新株予約権の行使時の払込金額（円）	当初 43,890（注2）（注3）
新株予約権の行使期間	平成19年12月25日から 平成21年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 当初 43,890 資本組入額（注4）
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得に関する事項	（注5）

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は40株とする。なお、新株予約権発行後、時価を下回る払込金額による普通株式の発行や株式分割等により当社が行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

2. 新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下、「修正日」という）の前日まで（当日を含む）の3連続取引日（但し、終値のない日は除く）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下、「修正日価額」という）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（当初、31,700円とする）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、下記（注）3の規定を準用して調整される。

3. 新株予約権発行後、時価を下回る払込金額による普通株式の発行や株式分割等により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \text{1株当りの払込金額}}{\text{処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

4. 会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。

5. (1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり13,000円の価額で、本新株予約権者（当社を除く）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 割当先は、平成19年12月25日から平成21年11月6日の間のいずれかの取引日の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合には、平成21年11月9日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、上記(1)に従い、原則として15取引日以内に本新株予約権を取得する。

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年10月1日 (注)	△0.63	236,056	—	2,672,996	—	1,064,369

(注) 自己株式の消却による減少です。

(5) 【大株主の状況】

大株主の異動にかかる大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握していません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしています。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 30	—	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式
完全議決権株式 (その他) (注1)	普通株式 236,026	236,019	同上
端株 (注2)	0.63	—	—
発行済株式総数 (注2)	236,056.63	—	—
総株主の議決権	—	236,019	—

(注) 1. 「完全議決権株式 (その他)」の「株式数 (株)」欄には、証券保管振替機構名義の株式7株が含まれています。なお、「議決権の数 (個)」欄では、同機構名義の株式のうち失念株式に係る議決権の数7個を除いています。

2. 平成20年10月1日に自己株式0.63株として保有としていた端株を消却したことにより、当第3四半期会計期間末日における端株は0株、発行済株式総数は236,056株となっています。

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数 (株)	他人名義所有 株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本通信株式会社	東京都品川区南大井 六丁目25番3号	30	—	30	0.01
計	—	30	—	30	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	68,600	124,000	128,000	100,300	94,400	99,000	79,000	48,000	36,750
最低（円）	40,300	63,600	81,500	60,800	76,500	71,900	23,920	25,750	29,500

（注）最高・最低株価は大阪証券取引所ヘラクレス市場におけるものです。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しています。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けています。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	684,063	196,682
売掛金	334,071	356,507
有価証券	295	230,196
商品	208,612	139,147
貯蔵品	7,380	6,617
未収入金	239	2,199
その他	77,965	74,345
貸倒引当金	△778	△81
流動資産合計	1,311,850	1,005,616
固定資産		
有形固定資産		
建物	46,699	45,115
減価償却累計額	△20,618	△16,617
建物(純額)	26,080	28,497
車両運搬具	9,803	9,803
減価償却累計額	△8,329	△6,631
車両運搬具(純額)	1,474	3,172
工具、器具及び備品	484,501	477,064
減価償却累計額	△341,838	△305,229
工具、器具及び備品(純額)	142,662	171,834
移動端末機器	24,289	41,314
減価償却累計額	△12,596	△21,088
移動端末機器(純額)	11,693	20,225
有形固定資産合計	181,910	223,731
無形固定資産		
商標権	2,899	3,363
特許権	2,023	2,273
電話加入権	1,294	1,294
ソフトウェア	746,579	595,009
ソフトウェア仮勘定	281,447	468,709
無形固定資産合計	1,034,244	1,070,649
投資その他の資産		
投資有価証券	—	50,000
敷金及び保証金	58,450	52,933
その他	13,258	21,318
投資その他の資産合計	71,708	124,251
固定資産合計	1,287,863	1,418,633
資産合計	2,599,714	2,424,249

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	217,371	294,520
短期借入金	200,000	200,000
1年内返済予定の長期借入金	200,600	266,400
未払金	84,397	94,567
未払法人税等	6,203	9,342
前受収益	424	347,244
通信サービス繰延利益額	601,665	—
その他	75,793	48,431
流動負債合計	1,386,455	1,260,506
固定負債		
社債	800,000	400,000
長期借入金	—	134,000
固定負債合計	800,000	534,000
負債合計	2,186,455	1,794,506
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,672,996	2,279,780
資本剰余金	1,064,369	671,561
利益剰余金	△3,498,074	△2,337,515
自己株式	△2,191	△1,741
株主資本合計	237,098	612,085
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△45	△31,411
為替換算調整勘定	109,049	5,740
評価・換算差額等合計	109,004	△25,671
新株予約権	67,155	43,327
純資産合計	413,258	629,742
負債純資産合計	2,599,714	2,424,249

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	※2 2,896,046
売上原価	1,932,886
売上総利益	963,160
通信サービス繰延利益繰入額	※3 1,125,893
通信サービス繰延利益戻入額	524,090
差引売上総利益	361,357
販売費及び一般管理費	※1 1,347,691
営業損失(△)	△986,333
営業外収益	
受取利息	1,280
有価証券利息	1,025
その他	2,075
営業外収益合計	4,382
営業外費用	
支払利息	24,784
有価証券売却損	20,356
為替差損	107,197
社債発行費	806
その他	1,193
営業外費用合計	154,338
経常損失(△)	△1,136,289
特別損失	
固定資産除却損	3,326
特別損失合計	3,326
税金等調整前四半期純損失(△)	△1,139,616
法人税、住民税及び事業税	4,500
法人税等合計	4,500
四半期純損失(△)	△1,144,116

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	690,454
売上原価	666,171
売上総利益	24,283
通信サービス繰延利益繰入額	188,042
通信サービス繰延利益戻入額	345,624
差引売上総利益	181,864
販売費及び一般管理費	※1 434,785
営業損失(△)	△252,920
営業外収益	
受取利息	486
有価証券利息	132
その他	1,175
営業外収益合計	1,795
営業外費用	
支払利息	8,627
為替差損	130,102
その他	0
営業外費用合計	138,729
経常損失(△)	△389,854
税金等調整前四半期純損失(△)	△389,854
法人税、住民税及び事業税	1,500
法人税等合計	1,500
四半期純損失(△)	△391,354

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第3四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純損失 (△)	△1,139,616
減価償却費	249,586
受取利息及び受取配当金	△1,280
有価証券利息	△1,025
支払利息	24,784
固定資産除却損	7,514
為替差損益 (△は益)	111,399
有価証券売却損益 (△は益)	20,356
売上債権の増減額 (△は増加)	21,345
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△71,252
仕入債務の増減額 (△は減少)	△73,114
前受収益の増減額 (△は減少)	△346,796
通信サービス繰延利益額の増減額 (△は減少)	601,809
未払又は未収消費税等の増減額	15,013
その他	100,494
小計	△480,780
利息及び配当金の受取額	2,306
利息の支払額	△17,329
法人税等の支払額	△6,110
営業活動によるキャッシュ・フロー	△501,913
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△40,009
無形固定資産の取得による支出	△159,337
貸付けによる支出	△30,000
敷金の差入による支出	△6,046
その他	150
投資活動によるキャッシュ・フロー	△235,243
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△199,800
株式の発行による収入	782,426
社債の発行による収入	399,193
自己株式の取得による支出	△496
財務活動によるキャッシュ・フロー	981,323
現金及び現金同等物に係る換算差額	7,847
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	252,015
現金及び現金同等物の期首残高	426,878
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,464
現金及び現金同等物の四半期末残高	*1 684,358

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)</p>
<p>1. 連結の範囲に関する事項の変更</p>	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、丹後通信株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めています。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 5社</p>
<p>2. 売上計上基準の変更</p>	<p>当社はデータ通信サービスにおける売上計上基準として、通信端末の売上は出荷基準により、通信料の売上は役務提供基準により計上し、未経過利用期間に係る通信料は前受収益に計上していましたが、第2四半期連結会計期間より、通信時間付モバイルツールであるbモバイルと機器組込型通信ソリューションの通信電池については、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に繰り延べる方法に変更しています。</p> <p>この変更は、ドコモ3Gネットワークを利用した商品であり、第2四半期連結会計期間より販売を開始した今後の主力商品であるbモバイル3G hoursで使用する3G通信端末の公正な市場価格を合理的に算定することが困難であるため、すなわち商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため行ったものです。これを契機に第1四半期連結累計期間以前に販売したPHSネットワーク商品の売上計上方法も同様に変更しています。</p> <p>第2四半期連結会計期間より販売を開始した3Gネットワーク商品の通信端末の公正な市場価格が算定できないことから、bモバイル商品全体の当第3四半期連結累計期間の売上高及び売上総利益に与える影響額を算定することができませんが、PHSネットワーク商品の当第3四半期連結累計期間の売上高は、変更前の方法によった場合に比べて56,307千円少なく、売上総利益は6,895千円少なく、営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失はそれぞれ同額多く計上されています。</p> <p>また、上記に記載のとおり、この変更は第2四半期連結会計期間より販売を開始したbモバイル3G hoursの販売開始を契機にしたものであることから、第2四半期連結会計期間より変更を行ったものです。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しています。</p>

【簡便な会計処理】

該当する事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当する事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
該当する事項はありません。	該当する事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりです。 給料手当 480,647千円
※2 売上高には、売上計上基準の変更により取崩すこととなった第1四半期連結会計期間末の前受収益の残高292,017千円が含まれています。
※3 通信サービス繰延利益繰入額には、売上計上基準の変更により計上することとなった第1四半期連結会計期間末の通信サービス繰延利益額302,909千円が含まれています。

当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりです。 給料手当 153,156千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在) (千円)	
現金及び預金勘定	684,063
有価証券勘定 (Money Market Fund)	295
現金及び現金同等物	<u>684,358</u>

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 236,056 株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 30 株

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 親会社(提出会社)

① 平成11年度新株引受権

新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式
新株引受権の目的となる株式の数	93株
新株引受権の四半期連結会計期間末残高	15千円

② 平成12年度新株引受権

新株引受権の目的となる株式の種類	普通株式
新株引受権の目的となる株式の数	246株
新株引受権の四半期連結会計期間末残高	1,394千円

③ 第1回新株予約権(第三者割当)(平成19年12月)

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株
新株予約権の四半期連結会計期間末残高	9,750千円

④ ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高	55,995千円
--------------------	----------

(2) 子会社

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成20年8月12日付で、メリルリンチ日本証券株式会社の新株予約権行使により資金調達を行いました。この結果、第2四半期連結会計期間において資本金が377,680千円、資本準備金が377,670千円増加し、当第3四半期連結会計期間末において資本金が2,672,996千円、資本準備金が1,064,369千円となっています。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

当社グループは、移動体通信分野という同一セグメントに属する各種サービスを開発・運用し、顧客に販売・提供する事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	676,554	13,900	690,454	—	690,454
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	52,985	52,985	(52,985)	—
計	676,554	66,885	743,439	(52,985)	690,454
営業損失 (△)	△170,604	△88,760	△259,364	6,444	△252,920

当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

	日本 (千円)	米国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,872,480	23,566	2,896,046	—	2,896,046
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	180,729	180,729	(180,729)	—
計	2,872,480	204,295	3,076,776	(180,729)	2,896,046
営業損失 (△)	△723,082	△271,580	△994,662	8,328	△986,333

(注) 1. 国又は地域は、地理的近接度により区分しています。

2. 会計処理の方法の変更

(売上計上基準の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更、2. 売上計上基準の変更」に記載のとおり、当社はデータ通信サービスにおける売上計上基準として、通信端末の売上は出荷基準により、通信料の売上は役務提供基準により計上し、未経過利用期間に係る通信料は前受収益に計上していましたが、第2四半期連結会計期間より、通信時間付モバイルツールであるbモバイルと機器組込型通信ソリューションの通信電池については、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に繰り延べる方法に変更しています。

この変更は、ドコモ3Gネットワークを利用した商品であり、第2四半期連結会計期間より販売を開始した今後の主力商品であるbモバイル3G hoursで使用する3G通信端末の公正な市場価格を合理的に算定することが困難であるため、すなわち商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため行ったものです。これを契機に第1四半期連結累計期間以前に販売したPHSネットワーク商品の売上計上方法も同様に変更しています。

第2四半期連結会計期間より販売を開始した3Gネットワーク商品の通信端末の公正な市場価格が算定できないことから、bモバイル商品全体の当第3四半期連結累計期間の売上高及び売上総利益に与える影響額を算定することができませんが、PHSネットワーク商品の当第3四半期連結累計期間の日本における売上高は、変更前の方法によった場合に比べて56,307千円少なく、営業損失は6,895千円多く計上されています。

す。

また、上記に記載のとおり、この変更は第2四半期連結会計期間より販売を開始したbモバイル3G hoursの販売開始を契機にしたものであることから、第2四半期連結会計期間より変更を行ったものです。

日本以外については、セグメント情報に与える影響はありません。

【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）及び当第3四半期連結累計期間（自平成20年4月1日 至平成20年12月31日）

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しています。

（有価証券関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

当第3四半期連結会計期間末（平成20年12月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

当第3四半期連結会計期間（自平成20年10月1日 至平成20年12月31日）

1. スtock・オプションに係る当第3四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 13,159千円

2. 当第3四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 1,466.38円	1株当たり純資産額 2,607.45円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 4,953.32円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。	1株当たり四半期純損失金額 1,658.10円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
四半期純損失(千円)	1,144,116	391,354
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純損失(千円)	1,144,116	391,354
期中平均株式数(株)	230,979.53	236,026.00
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第2回無担保転換社債型新株予約権付社債(発行総額400,000千円、平成20年5月12日取締役会決議)。 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりです。	—

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)
該当事項はありません。

(リース取引関係)

当第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月13日

日本通信株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡田 基宏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本通信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更に記載されている通り、第2四半期連結会計期間より、売上計上基準を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。